

# 高岡市ネーミングライツ・パートナー募集要項

## 1 目的

市有施設等（以下「施設等」という。）の名称に、法人名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の導入により、施設等の持続可能な運営のための新たな安定的な財源の確保や民間事業者等とともに施設等の魅力を高め、市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツを取得するパートナーを募集します。

## 2 対象施設

施設名	(仮称) 高岡市 3x3 バスケットボールコート
所在地	高岡市下関町 3 番 1 号 (高岡駅北口交流広場内)
施設内容	設備：カラー材塗布 バスケットコート一式 (11m×15m) 固定式埋込型バスケットゴール一式
特記事項	令和 8 年 9 月整備完了予定のため、計画図面などをチェンジ推進課で閲覧できます。

## 3 愛称の条件

- (1) 市民や施設利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとし  
ます。
- (2) 施設の特性に応じて必要により特定の地名やキーワードを含める場合や、すでに公募  
等により愛称を付している施設においてネーミングライツを実施する際に、その愛称を  
活かす場合等において、市が希望する条件を設定できることとします。
- (3) 愛称が定着するまで、当分の間正式名称を併記する場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
  - ① 法令等に違反しているもの
  - ② 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
  - ③ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
  - ⑥ 社会問題その他についての主義、主張にあたるもの
  - ⑦ 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ⑧ その他愛称として使用することが不適當であると認めたもの
- (5) 市民や施設等利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更はできない  
こととします。

#### 4 ネーミングライツ料

提案金額は、年額30万円以上（消費税額及び地方消費税の額を含む）を希望します。

#### 5 契約期間

令和8年9月中旬の施設運用開始予定日から原則3年以上を基本とします。

#### 6 応募資格

- (1) ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人もしくはそれに類する団体であること。
- (2) 次に掲げるものでないこと。
  - ① 高岡市広告事業実施要綱第4条に規定する規制業種、事業者等に該当する法人又はそれに類する団体。
  - ② その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるもの。

#### 7 応募手続

##### (1) 募集期間

令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）まで

##### (2) 提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（様式2）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要、パンフレット等）
- ③ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書（申請者が個人の場合は「所得証明書」）
- ④ 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- ⑤ 高岡市に滞納がない証明書（高岡市に納税義務がある場合のみ）及び法人の場合直近1事業年度分の納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- ⑥ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ⑦ その他施設の所管部局で必要と認めるもの

##### (3) 提出部数 5部（原本1部、副本4部）

##### (4) 提出方法及び提出先

申請書に必要な書類を添付し、高岡市市長政策部チェンジ推進課へ持参又は郵送により提出してください。

##### (5) 提出期間

令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）午後5時15分まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合は、令和8年7月3日（金）必着

##### (6) 資料閲覧期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月12日（金）午後5時15分まで

開業前施設のため、資料等を提供できません。そのため、施設の計画図面などをチェンジ推進課で閲覧いただけます。訪問日時については、事前にチェンジ推進課までお電話やメールにてご相談ください。

#### (7) 質疑応答

応募に際してご不明の点等については、令和8年6月3日（水）から令和8年6月12日（金）午後5時15分まで質問を受け付けます。

質問書（任意様式）を、メール又はFAXによりチェンジ推進課に提出してください。

質問に対する回答は、質問者を特定できない形で市ホームページに順次掲載します。回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

なお、次の質問については受け付けません。

- ・選定基準に影響を及ぼす質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、公募に参加する者として適切でない質問

#### 8 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

ネーミングライツ料を除く、市とネーミングライツ・パートナーとの費用負担は、次によるものとします。

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更・新設		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市のホームページの表示変更	○	

・敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示については行い、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

・市で発行している印刷物については、契約締結後に作成する物からとします。

#### 9 選定方法

##### (1) 選定委員会の開催

募集期間終了後、選定委員会において提出書類に基づき、書類審査を行います。愛称案、経営の安定性、地域貢献等、契約期間、ネーミングライツ料に基づき総合的に評価し、優先交渉権者を決定します。なお、選定委員会は非公開とします。

詳細な審査基準については、「高岡市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」別紙「ネーミングライツ・パートナー審査基準」をご確認ください。

##### (2) 選定結果の通知

審査の後、市は、審査の結果を全ての応募者に文書で通知し、選定された優先交渉権者を

市ホームページで公表します。優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公開しません。

### (3) その他留意事項

- ・市は、審査により決定した優先交渉権者と協議を行います。また、優先交渉権者との協議が整わず、当該優先交渉権者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。
- ・必要に応じて、優先交渉権者には、関係機関等との協議、諸手続きを行っていただきます。

## 10 契約の締結及び愛称の公表

- (1) ネーミングライツ・パートナー優先交渉権者との協議が整った場合には、ネーミングライツ契約を締結します。
- (2) 契約締結後、市は、施設の愛称、ネーミングライツ・パートナー名、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等により公表します。

## 11 契約の解除等

### (1) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、ネーミングライツ契約解除申出書（様式4）を施設所管課に提出することにより、契約の解除を申し出ることができることとします。

### (2) ネーミングライツの取消し

次のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツの付与を取り消すことができることとし、ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式5）により、施設所管課からネーミングライツ・パートナーに通知します。

- ① 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- ② ネーミングライツ・パートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ③ ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき
- ⑤ その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるとき

### (3) ネーミングライツ料等の返還

契約満了前であっても、すでに納付されたネーミングライツ料は、原則、返還しません。また、契約の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用についても、原則ネーミングライツ・パートナー側の負担とします。

## 12 留意事項

- (1) 同一施設に対して同一企業・団体による複数の提案はできません。

- (2) 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- (3) 提出書類の提出後に応募を取り下げの場合は「応募取下届」(任意様式)を提出願います。
- (4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表及びその他市が必要と判断した場合には提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

### 13 提出・問合せ先

〒933-8601 高岡市広小路7番50号(高岡市役所3階)

高岡市市長政策部チェンジ推進課政策推進係

電話 : 0766-20-1320

FAX : 0766-20-1670

メール : [change@city.takaoka.lg.jp](mailto:change@city.takaoka.lg.jp)